

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	御厨2 (小船)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多面的機能支払交付金事業及び中山間地域直接支払交付金事業の活用により、農業者、農業者以外の地域住民が一体となり農地の保全・管理に努めている。しかし、中山間地での農業は負担も多く現状を維持するのが精一杯となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、野菜、繁殖牛等多様な経営体がいる。このため多くの農地が利用されている。今後も地域農業の維持・拡大を図り所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

高収益作物、水稲、飼料作物等により農業上の利用を図る。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積、集約化を図るため農地中間管理機構を活用している。今後は、高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるよう地域で話し合いを実施していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の優良農地は農地中間管理機構を活用している。集積は進んでいるが、集約化に向けて地域内の話し合いを実施していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備地域と中山間地域が混在している。機械が入らない農地も多く生産効率化が悪い。担い手への集積が進むよう基盤整備、区画整理を検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手は比較的多く、多様な経営体が存在している。このような担い手が規模拡大を図り地域の農業を維持していくために地域全体で支える必要がある。農道、水路等の維持・管理を地域で実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同機械の導入や作業の受託、共同作業の実施について地域内で行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

有害鳥獣被害が深刻であり防護柵の設置、点検を定期的実施する。